

減免区分と申請に必要なもの

別紙（第6条関係）

対象条項 (条例34条)	区分	要件	軽自動車の所有者	運転者	必要書類
第1項第1号	公益減免	主に次に掲げる公益法人等が公益のために直接専用する軽自動車等 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人			必要書類F
第1項第2号	障害者減免	次の全てに該当する <input type="checkbox"/> 減免申請を行う年の4月1日以前に手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 障害の等級が減免対象区分に当てはまる <input type="checkbox"/> 事業用の軽自動車ではない <input type="checkbox"/> 既に減免を受けている車両はない ☆生計同一者…原則、同住所の者とする。 ※住所が一致の別世帯（二世帯住宅等）、同一家屋内（マンション棟で別部屋等）、同一敷地内の別家屋（離れ等）は同住所と認める。 ※別住所でも、生計を一にすることを証する書類（所得税確定申告書の控え等で扶養の確認ができる書類）で生計同一を確認できれば、生計同一者と認める。 ☆常時介護者…身体障害者等のみで生活する者を常時介護する者。「少なくとも1年以上継続して、週3日程度以上日常的に身体障害者等のために運転する」こととする。	身体障害者本人 ・ 戦傷病者本人	身体障害者本人・戦傷病者本人	必要書類A
				生計同一者	必要書類B
				常時介護者	必要書類C
			精神障害者本人 ・ 知的障害者本人	生計同一者	必要書類B
				常時介護者	必要書類C
			生計同一者	身体障害者本人・戦傷病者本人	必要書類B
				生計同一者	必要書類B
				常時介護者	必要書類D
			第1項第3号	構造減免	車検証の形状欄に「車いす移動車」「入浴車」「身体障害者輸送車」と記載されている